

性に関する指導の推進について

～専門医等と連携した性に関する指導～

保健体育課

1. 心と性の健康相談事業

〈対象〉 県立学校（高等学校、特別支援学校）

〈目的〉 専門医等（精神科医、産婦人科医、有識者等）の協力を得て、生徒、教員に対する指導や相談の事業を実施し、生徒の健康の保持増進を図る。

〈内容〉 (1) 専門医等による心と体の健康相談を実施し、生徒、教職員が指導助言を受ける。
(2) 専門医等による講演会を開催し、精神保健や性に関する指導の普及向上を図る。

〈講演内容〉

- ・ デート DV、被害者・加害者にならないために、他者との対等な関係づくりについて
- ・ 命の誕生の尊さ、二次性徴、性感染症
- ・ 思春期の不安や悩みとその解決（相談先や対応方法）
- ・ 性の正しい知識と異性との健全な関わり方、他者との距離感について
- ・ 多様な性、SNS を通じた性被害 など

2. 専門家・専門医による指導事業（健康課題解決）

〈対象〉 市町村立小・中学校

〈目的〉 児童生徒の様々な健康課題に対応し、健康教育の充実を図るために、学校関係職員の研修会等へ専門医等（産婦人科医、小児科医、助産師等）を派遣し、正しい知識の普及啓発を図るとともに、地域保健との連携を図る。

〈内容〉 児童、生徒、保護者を対象とした保健講話の講師、事例検討会の指導助言者として専門医等を派遣し、児童生徒の健康問題を地域全体で解決する機会を提供する。

〈講演内容〉

- ・ 生命誕生、思春期の心と身体の変化、性感染症とその予防
- ・ 多様な性、性情報の選択について
- ・ デート DV や性被害について、困ったときの方法や相談について
- ・ 人との境界線、よりよい人間関係について
- ・ 思春期の心の変化、ストレスの上手な解消方法

3. 健康相談事業（電話・面談での相談）

〈対象〉 市町村立小・中学校、県立学校（高等学校、特別支援学校）

〈目的〉 教職員が行う健康相談に対して、専門的立場からアドバイスを受けるため、地域の小児科医、精神科医、産婦人科医等を「健康相談アドバイザー」として委嘱し、児童生徒の健康課題の早期対応及び解決を図る。

〈内容〉 学校が「健康相談アドバイザー」の医師から、電話または訪問により、相談対応に係るアドバイスを受ける。アドバイスを受けた内容については、校内支援体制の中で共通理解を図る。